



昭和之彩つた

## 日本の石油化学工業

三〇一

題字は三井石油化学  
相談役島居保治氏

齊藤にとって独裁法とのからみで出た質問は予想外のことであった。

独裁法との兼ね合い、當時すでに独裁法の解釈をめぐっては産業界と学者、グループの対立が次第に激しさを増しており、中でも長州一二・横濱国立大学教授(後神奈川県知事)を中心とする近代経済学者は独裁法の改正に危機意識を強め、通産省の産業行政を厳しく攻撃していた。とくに独裁法の改正は昭和二十八年(一九五三)産業界に合理化カルテル、不況カルテルを認め、さらに株式の保有限、役員の兼任制限の緩和を行い、不当な事業能

力格差に関する条項を削除したことが、公正取引委員会の危機意識をマルクス経済学者グループが応援するという形で社会問題化していった。

齊藤は独裁法との関係は答えておかなくてはまずいと、どうさに判断した。

「独占問題について申し上げますと民間では日本ゼオンといつて会社が特殊な合成ゴムを生産する計画を立てておりますが、この計画の中には政府が援助しようとしている会社と同じような会社が含まれる。いすれは若干作ることになりますので、必ずしも独占といふことはないと思うのであります。それに天然ゴムも合成ゴムす。

独占的に高く売るというやつなことはできない。まあ、たとうなうらないよう十分ればならない。したがって指監督いたします」

小平にしてみれば思わず  
といふと政府側から一本  
取ったよしなものだからこ  
れ以上の深追いはしなかつ  
た。しなかつたというより  
も小平の質問の目的が機械的  
譲渡が主張している原料などを  
製品に分離して原料だけを  
国策にせよということである  
データを持ち合わせていな  
かつたからであつた。

（）のあと的小平の質問は  
もうほんの一場の立地ばかり

して消費しているので合成ゴム会社が購入する場合も燃料費を含いでだいたい十円でいいのではないかとみて居る。これに分離、精製費を十円、それに金利、償却費などを加えとさうと二十五円といふことにしておきましょうか」と云ふ氣楽な答弁していた。



鳩山  
一郎

か、原綿アタジエン用の右  
油精製糖ガスはより手  
当りするのかといつたと  
に異母子だ。

選出で三井銀行や東邦化学、なかなか結論が得られなかつたことに勤めたいことがあるといふことが大きな理由であり、この社会党の中崎敏が「開港税問題」だといつて立ち上がり、「こんな重要な法案を国会の会期ぎりぎりになつて提出してきただは、もどかしいのか。これについては相手は理由があると思つが、政務次官から説明を求めたい」と言い出した。ださういふのよくな料簡に、

自民党内の派閥がらみと、いう問題は病氣で急逝の座を明け渡した石橋湛山に代わつて昭和三十一年（一九五六年）四月三十日、内閣

逃れたといふのも、もはや党員のものではない。党内の派閥からみの政争に巻き込まれかかったためだ。長谷川はそれを中略が知つて質問しているのではと思ふ。答弁をためらつた。しかし、黙っているわけにもいかないので、「重要な法案であるが故に党内で懐疑議に時間がとられた感は否めない。」いろいろな問題もあつたが、中でもこの出資についての考え方で、論が先送りとなつた。

中崎の進路はなにも続いた。  
「自分が想像するに」この法案の提出が非常に遅れたのはほかにも合意枠をうつしてやらたいところでも社があつてその調整に大分時間を要されたからだと思うがどうが。リードヒーリングの調整をうつかけたらか、政治的な背景も含めて説明してもいいみたい」  
聞いていた齊藤はこれ以上長谷川に答弁させたのではいきません。政治的な駆け引きやへたをするれば日本ゼオンに特殊合成ゴムだけ作ることにしてくれ、からず汎用ゴムもくれるゆうにしてやるなどといふ取引をしたじまどひの出すよつたところになつてしまふ。いまはむしろほんの少しも政務次官がいた「出資調整」で押し通すことにした。  
結局、中崎も「わたしが何でも知っているんだぞ」という凄味を利かしただけだ。「応引き下がり、」の日はこれまでようやく終った。  
(筆者は梅野棟彦本紙主幹)

昭和色彩

## 日本の石油化学工業

— 10 —

題字は三井石油化学  
相談役島居保治氏

**重要な民間出資**

眞間に立ったのは社会党で炭労出身、後に同党の書記長を務めた多賀谷義徳である。

府が合成ゴム事業に出資しなければならない理由を聞くべきだ」と言い出した。齊藤が歐米の例などを引きながら「この種の事業は最初のものは国営が常識である。それに関税は天然ゴムでもゼロという建設であるからその天然ゴムと競争していくには大量生産方式でなければ到底事業としては成り立たない。この事業を私企業だけでやれというのは無

重要な民間出資

間出資の問題などもあり、それらとの調整も将来は起つてゐるのではないか。一説には大きければ大きいほど、そして総合的な化学工場ほど有利だとされてゐる。そななるとそのような工場ほど政府が山積して、管理しなければならない。そこで政府が出資しなければならないほど重要なものは資金、國が出資する

だからそういう形態をしているが、合成功子会社で計画に見合つ需要をえできれば時間はかかるて採算に乗るひとているのことは需要家の協力を求るどいう意味で民間出資重要な要素である」

来經濟保質に乘らない事

たのが、ではないと書いて、「実は、藏省の内に、よいである、薬業投訴された場合、事も事へる」とある。

かりの玉  
峰は政府  
替えると  
應じて七  
の監督員  
つもりで  
ら、多額  
は来年改  
製造株式  
法律を設

の発言  
齊藤は答弁につい国会審議してはならないことを述べました。  
事務的にいうと、各部にもまだお問い合わせ論がありま  
ります。要するに、特別会計に付

三面は日本開拓  
員だが、来年  
市の直轄会員に  
なる。このううう  
大体ほかの特殊  
規定を踏襲して  
ある。とやく  
谷はすかざま  
になると合併  
公会社でもじ  
めめて出してこ

と大に弱し  
の点があつた。こと  
議の場で  
は過去では  
出でて  
両省以上に  
十二月  
十一月  
通産省  
の問題  
より替  
従来

四者会談で現れた  
年（一九五七）に相手水田、経企、  
首相岸、穂谷の駆け引きは、  
その苦い思いも、その勇氣の要る  
ところの如きが、この背景には  
なない姿勢に悩んでゐる。

の必要はない」という議論がある。その点は来年も増える時に十八歳の「成年」の「審議権」を認めることもありであります。審議の場で意見の違い迎いは摘められることなく、人間らしさがそれまで

の發言は  
ことだつ  
大歓のか  
まされた  
あつたの  
多い。  
感、通産  
美に半年  
相田田  
昭和三  
三月三  
長官宇  
行の日本

四 当 形 治 痘 有 て は あ つ て 三 者 が 間 直 す ま す お 願 い す 分 研 究 し 出 資 を ある の で は な ど い て い る の

が改めて出  
うが、いず  
だけの決算  
スタートす  
のにまだ昨  
る意見があ  
案を出して  
よつた状況  
えてはいるの  
事者は袖野  
造株式会社

郎に向かって  
「どうも」  
初から極め  
でスタートの  
のではない  
の面からい  
がらって  
と思う。将  
て出発す  
「いやまだ  
んだとい

加工している会社に使う  
もらわなければならぬない  
でそれらの業界各社から  
資してもらひことが重要  
ある。いま政府がやって  
る特殊会社は戦後初めて  
府出資になった電源開発  
か、石油資源開発といつ  
会社があるが、これらは

「」の間答が後の策議  
じて「合成ゴム事業の  
が不明確である」と  
会からすれば決議を付さ  
る原因をなした。  
答はする質問の質問

は「新たな切り線のかたで、設立する。従来の科学館が、ここにペルシ

つた特殊会社の  
曾えなければほ  
あるにはそち  
間商法上の会社  
したままでは  
といふ」と、  
従来は日本航空  
組織がえをや  
の場合は

の形態にならないつしない社としていいあります空会社やにもいつてている然る化いは開

多賀谷は考  
としない而  
先と通じて  
かに当時、  
うな経緯か  
ける」とい  
不可能とい  
していたか  
。

## 昭和と彩った

### 日本の石油化学工業

=10=

題字は三井石油化学  
相談役鳥居保治氏

#### 前例のない手続き

「ねたくじは別に不適当

させたいただきます。先ほ

ほどの答弁がどうも言葉が

過ぎないではないかとい

うことは通産大臣と大蔵

大臣が承認して初めて出資

する」とは重大なことであ

る。これはそんな形式だけ

の問題ではないと思うで

す。近頃問題になっ

ています。従って特殊会

社に切り替えるか、切り替

えないと十分に監督したわけ

ではありません。

そこでお次第でありま

す。その性格だけは維持し

ていらるべきである。かよう

うことは、その性質を

そのままの形で移行するに

よる。この点は同省金

とどあるが、やはりは

ず。ただ、手続きについて

は今までに前例がないの

で十分研究しておつとい

うあります」

「かよつと補足的に説明

問題の本質からいえば開

基本線は両者一致

「これを見と取った音源が  
「委員長」と手を上げるな  
り答弁席に駆け寄った。  
「かよつと補足的に説明

とあります」

問題の本質からいえば開

かわゆす委託はきつ決ま  
らぬなどこつこおいては  
政府の専横があるには國  
意していただきたい」

いままならぬしめ政府の

真意を問うとこたして

審議出断という騒ぎになる

答弁に納得がいかなければ

いまならぬしめ政府の

真意を問うとこたして

審議出断という騒ぎになる



## 昭和と彩つた

### 日本の石油化学工業

=15=

題字は三井石油化学会  
相談役鳥居保治氏

を示した。

書記長であり、副議事員、団を任命して、勝手に計画  
だが、その一方でまた開長を歴任。終戦直後の二十一年を作つてお前述は参加しろ。  
銀が出資するなどこのことは前例がない。その前例を

二年無所属で参院選に出馬、金山区第八位で当選。破つてまで民間会社にしなければならないのはなぜか、なぜ、特殊会社ではないのか」と言い出す。

このあたりはまだ新聞のための質問のよつなもので、社党委員長となるだけあって、当時から理路整然としていた。

「齊藤局長のお話によるところの多様な形になるのは、成員会社の性格と同様で、さつきからいろいろ聞いて、たらしく「衣が変わつても本体が変わらない」といふことは分かるが、特殊法人との出資を行つた開銀

書記長であり、副議事員、団を任命して、勝手に計画な金を出すのが、出せないのか。かなりの金を出すといつては宣べてお前述は参加しろ。いうまでもある程度の監督はやむを得ない。しかし、なればならないことになると、衆議院議員に當選。後出、非常不安になる。だから

かといつては、かねて政

府部内でも議論のあること

じやないです。そこは佐々木

の質問といつても解説は

説得力があった。さすがの

齊藤も「問題の本質からす

ればまことに佐々木委員

の発言の通りです」と

頭を下げるを得なかつた。

そして議案を繰いで政府

の施設投資特別会計は制度

上特殊法人以外出資できな

いことになっているが、今

は回政府は明開銀行からの出

資で切り替えることを考えて

いる。これはちょっとおか

しいんではないか。業界は

たつた一年ほどの間、とも

はないが、政府が出資する

方法もあるといつて

と理解いただけまいが、と

思つた。

この理解があつたが、

意のあることを告げた。

（筆者は相野謙彦本紙主幹）

## 矛盾する監督規定

### 問題は資金の捻出方法

「あくまでも資金の捻出方法から出だしてほかに理由はない。特殊法人にしなければならないか、どうかはかかるの検討に待つ」。

政府側が據てたのをみて、つかはれからぬ検討に待つ。

最初から政府が監督して政

府の考え方あまり隔たりのないようにしていただきたい。

最初から政府が監督して政

府の考え方あまり隔たりのないようにしていただきたい。

（筆者は相野謙彦本紙主幹）

齊藤が「何年かしたる探

算のとれる事業だからその

時は民間に払い下げるとい

う」とお聞きござりました。最も格は変わらないといつて

ない最初からはつきりした

ものでなぜやらないのか。こ

れは民間の中にわれもや

る、われもやることじつと、

（筆者は相野謙彦本紙主幹）

昭和正彩つた

# 日本の石油化学工業

—10—  
三井石油化  
及臺灣居保治氏

いわれる問題はわかるが、少なくとも競業の協力を得ることの明白な裏付けとはならないと思う。

## 性格づけが先決

の性格だが、熊本面や探算面から本来政府並びに國家がやるべき事だといつても説明しているか、これがちよつと書きとみればお分かりのように政府がやるべきか、民間でやるのがいいかを正確に決定するのが塵芥法である。言い換えればそれは法律によって初めて決まるものである。例えば電源開発会社の仕事は

本質的に政府がやるべきものだときまっているものでない。あの電源開発法によつて初めて決まつた。その証拠に電源開発法を制定する時に特殊会社でやるべきか、否か、すいぶん論議されたはづである。結論的にはその会社の性格は法律

われて後に  
に審議化され  
になると私  
合成する事は  
あるべきだ  
るが、それ  
にしなけれ  
ばの性格づけ  
法律を制定

その性格が現実世界に現れるということ」とは思う。だから、菜が民間事業者として立論をするのはそういう法律ではない。それを後回しにして、するところのは

ゴム加工

言し、眞紀十時から開いた。この佐々  
衆議院商工同法律案の付帯決議の  
たといわれ

木の希望発言が  
委員会における  
最終審議の後、  
開党共同になら  
ざつかけを成し  
る。

中崎の話  
社の株式の  
いろいろ  
よ。明銀の  
民間出資の  
工農関係者  
まりそこに

ほこからが長  
約すれば「新企  
引き受けについ  
なことに配慮せ  
出資は別として  
三分の一はコム  
だそうだが、お  
偏ると国策的だ

のいなかへ  
作つてそひ  
るといつた  
よう組みた  
うな運びで  
斎藤は答  
だと思つた  
で「」  
るよつた形

育成措置をとるに施設を整備するにあつた。これが最後の会社が支配にならないよ

まつり 感後 まるす

従つてそれをはつきり規定するのが産業立法である。もつといえは産業立法が仕

の靈性もまだわかつない  
ひだり、その性格も  
困つて、よひは陰陽  
寮になつたのか。それ  
はむかひのう一トコ  
のか」

社の性格とは事実時間を作らかにならざる。こればかりに局およびことを千葉県の成長み込めある。ある。これが理由で特殊な法規に付ける。

が不明確であります。本件について論議してもならない部分がござる一般国民の多くは、関係政府

社会的な  
問題ではある  
が、する」として  
的賛成の  
十分な

要請を無視する  
ないので一応不  
が、政府案を了  
にしたい、と思  
意向を表明し

る特別の  
が譲断さ  
る事はない  
い。だから  
や役員の  
正要略など  
ばならぬ  
公業者は  
こ立つて

業界によつし冠  
選出は適當で  
に株式の引取権  
選出においては  
やり方をしな  
い。また中小  
常に不安定な  
おり、といふこ

益に踏なけは客は公されはの子の蕩成焉

昭和正彩一太

# 日本の石油化学工業

—10—

題字は三井石油化学  
相談役鳥居保治氏

## 合成ゴム法案成立

委員長福田かにこで二)の性格からいまだに不明確であることはなほなほだ遺憾である。民間会社として育成するなら補助金や融資制度がある。民間会社として育成席から社会党の多賀谷が「委員長、発言」と手を上げた。福田はすらっと腕時計に回をやつてから「通告がありますので、これを許します。多賀谷真緒君」と指名した。

付帯決議の前座

賛成するのであるから政府  
は「の意を十分留意し、善  
処せられることを希望して  
討論にかかる。」

立を求めます」と声高らかに叫んだ。委員会室の会員が起立した。同時に拍手が沸き起つた。

続いて委員長が「起立総員、よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。」の際、佐々木良作君が一名より本案に対し、自由民主党および日本社会党両派とも投棄票を投じたとの報告がなされおりま

中間加工施設の整備をばか  
利用を容易ならしめるよ

「どうも、このようにして調査に手間取っていたた  
くのが、さうな技術  
ひと群も  
けで他意はない」と振り  
ちつた菖蒲話  
切った。それでもまだ聞く  
ことがあるといって、今度  
は荷物を相手に長々とす  
に他の議論が聞いたことを  
繰り返し、政府側委員会は  
らはうさせたが、よつやく  
採決に持ち込んだ。ただち  
に本会議に回され、同法案  
が成立したのは深夜十二時  
少し前、会場切れ直前とい  
うまさに劇的な幕切れで  
あつた。同法律の正式施行  
は昭和三十二年一月二日

があった。そこでわれわれ、どんな理由があつたのか。はさうの工場でやるかといふことだ石橋君と二人で、各方面調査したことがある。明せよ」と大上段に振づかれて、その時に技術がないというふつた。「これにまどもに答へていたのではなくて、いふべき時間があつても足りない。とにかく水田が「政府とお金をどうから出すか」とかしい話であつた。どう

佐々木良作君に発言を許します。佐々木良作君と呼んだ。  
佐々木が読み上げた付書  
決議は政府は本法の施行にあたつて次の諸点に留意せよとしたものである。

1、日本開発銀行の出資による外債を政府出資に切り替えるのを除く、会員ごとに会員の性格を明確化し、政

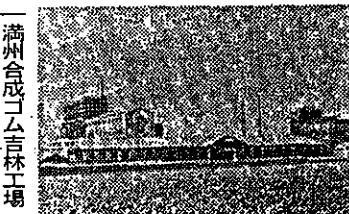
四、本法の会社の株式の引受け並びに生たる人等については利害関係の深い特定のものに集中しないよう指導する事。

これらの付帯決議の中でもとくに第四項は、この法律で設立された日本合成了株式会社の経営権の独立性を保証したものであり、「法律が廢止され、純然

など三社を合併して大和銀行の  
縁を創立し、初代社長を兼任  
された加藤正人である。日本  
連や関経連などの常任理事  
にもなり、この時期は參議  
院緑風会派に所属して、

登が通産相水田に直接答弁を求めるとして齊回に立た。水田もこの日の審議が最終とあって、しかも時間は深夜十一時を大分回ってから手短にといひながら相手になった。阿久根は「政府は化学工業振興法とか、基礎化学振興法を出すとかいつておきながらこんなに会期が迫つてから合成ゴム法案を出すというのは（筆者は梅野棟彦本紙主幹）

この法律は国会が付託した条件通り昭和三十三年四月一日「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」と改められ、開銀出資額十億円は金額、政府の産業投資特別会計によつて出資行為の履代わりが行われた。（破称略）



州會成工么吉林工場

昭和五彩  
一九

# 日本の石油化学工業

三

題字は三井石油化学  
相談役島原保治氏

# 水田・石橋

必要性は十分認識しているのです。わたしもほしの法律の正式施行前から、そと対策を進めており、「(公)の成果は上がっています」と説明した。

日本工業協同組合も積極的に総会を開いて、国策工業への出資参加について協議しました。越えて六月七日には、八重洲国際研光ホテルに東地区出身の工業会連盟を集めて新会社設立についての懇談会を開いた。

A circular seal impression, likely made from a metal or stone stamp. The central character is a stylized 'F' or 'D' shape, surrounded by a decorative border.

ればなりません。  
その役割をあなたにお願いしたい。  
どうか新会社の社長を引き受けてしま  
ういたい。」

が横濱連絡に配属したといふ  
う兒方もあるがそりやうあるまい。日本ゼオンのくら  
成川ム吉に対する政府の認可はすでにこの時より  
ほぼ固まつており、約二

いライバル意識を燃やして、いる尼山とは別な尼山を生みだした。これが、この二つがしたのではなくつか。しかし、尼山にしてみれば合成ゴムの固定化に抵抗したのはお

—  
—

が功を奏して国策による合  
成ゴム会社設立の趣意はに  
わからぬなりをみせてい  
た。だから石橋が水田によ  
てに設立に向けて運動を起  
こしむる」と明記したの  
は事実だつた。ただ石橋  
はひとつ水田に報告しない  
ことがあつた。それは東京  
での会合で出席者の総意と  
していつかの製革工場が  
取りまとめられた。その中  
ばかりたのである。  
しかし「この話は水田の  
方から切り出した。  
「今回の合成ゴム会社の  
事務的は法源整理を通じ  
てよく理解しの」ととて  
ますが、これを実現するや  
めにはわが国ゴム業界の能  
力を上げた取り組みが必  
要です。そこでゴム業界がど  
もひとりにして取り組むこ

の専門業務を日本セメント業界が積極的に行えといつてのことであった。その中で目される一項目があつた。それは「日本セメントの専門性にも努めすべきである」とこゝもいつづけられた。

ただ、この項目が決算される前の席上、呂山が「新会社の社長に石黒を推す」とことには回想到了、「一部政府出資にかかる旨成り」「今社の設立はわれわれ業界の経験によって決まつた」といわれながら当社も充分の出資をうつ用意がある」と欣然として発言した。これを開いていた出席者の中では田原、石黒に対する敬意

—  
—  
—

石橋は霞が関の会計検査院ビル三階にあった通産大臣室を訪れた。これは水田によると、石橋によるものであった。水田は合成ゴムに関する事実法が制定されて一ヶ月経つのに税金収支の足並みが合わないことを憂っていなかった。このため、取りあえずゴム工業会を中心となって合成ゴム会社の設立に奔走した。

既定の路線  
石炭は水田に対する「田  
本」「工菜」としてもよい  
を以て運搬し、それを積み  
て輸送。而して合成ガム事  
業に対する出資を終結して  
いた。また三十日には鉄道

造社長尾山和義、島砂アム  
豊橋市木末太郎、村岡コム  
社長岡田一、明治コム社  
長松村英一、長崎コム社長  
長瀬幸吉、東洋建設化学社  
長森野光男、日本コム工業  
取締役大村誠、日果ダイヤ  
専務海老考景雄、東洋防水  
布社長荒木慶次郎、羽生コム  
ム代表取締役岸元一、興  
国化学生専務小林勇、藤原才子  
ム社長松本重男、日本コム  
工業大常務理平田恭次郎  
らであった。

水田三重男氏  
に日本ゴム工業会会長（ア  
リュストン・タニヤ社）の石  
橋正一郎を新会社の社長に  
推举するなどいふことがあつ  
た。石油は自分のことでも  
あり、しかも自らのプロジェクト  
はゴム業界だけのもの  
ではなく、石油業界や石油  
化学業界にもわたるとして  
あり、とくに池田、加藤が  
どのよみがけを持ってい  
るか、確かめていない段階  
でそれを口にすることはほ  
か、も

月後に正式認可を受けて、ただけにその配達は無用であつたというべきである。それゆえも丁度某業界は依然として政府出資による新会社が国策といふ権力を振りかざして使いつらう製品を押しつけるといつたが、いやなことが起るのではなくいか? という一株の不安を拭えないでいる向きもある。ただ、それだけに日本ゼオの合成ゴム事業が国策事業と競つてくれれば多少はいい方向にいくのではないか? といふ感想から発したものであつた。

くまでも日本社のプロジェクトに対する防衛意識であり、国策会社との共存が可能な理由はないということである。尼山の事業承認は、終戦直後、横浜工場の化成部長で塙ヒロ治の國産化に取り組んでいた時から受けられた外因技術を見つけて、いかに早く商業化するかという点に重きを置いていただけに感興さえ持てば、呪の状況に対する取り組みも止かつたということであらう。(敬啟略)

—  
—  
—



業界の総意実現

昭和五彩

# 日本の石油化学工業

19

題字は三井石油化学  
相談役島居保治氏

れたかどうか定かではないが、とにかく関東地区の会員で「石橋を社長に」という決議になつたのは、国策会社の色合ひをなるべく隠すことの願望が、そこに縛約されたところによからぬ。

が初代社長に就任した。  
設立委員会には委員長として橋（アリヂストンタイヤ社長）のほかに委員として近藤（田川紡績社長）、加藤（洋ゴム工業社長）、和田（醸酢社長）、松田（前通運省事務官）が就任した。

吉田正樹（通産省輕工業局  
有機化學第一課石油化學班  
長） 山田照男（日本大明發銀  
行審查部員） 下里敏次（フ  
リヂストンタイヤ東京研究  
所長） 武田邦雄（日本ドム  
工菜會營務部長） らが參加  
した。

その地位について機会を尋ねられて初めて飛躍發展するものだから、学歴、年功序列などで平凡な立場に束縛し、真心をもち誠実な有用の人材を自由に勵かせない。ことづらい大きな瓶詰はない。従つて、その人間を

水田：石橋会談の二日後、すなはつ三日、再び右橋は水田の呼出しを受けた。今度は三堀油化社長池田龟三郎、協和醸酵社長加藤辨三郎、前日本開発銀行理事松田太郎が一緒にあつた。

基盤的な小菜という認識で立っていた池田などが「石橋氏が社長を引受けたのが妥当であり、石橋氏以外にこの重業を運成できるものはない」と水田の要請を支持したといわれる。

の運営について競争企業との関係を調整する場合何かと好都合だという忠惑も多分にあつたようだ。

両部会を設置した。石橋がこの委員会設置を通じて国策会作りの骨髄を固めていった手法はなかなかのものであった。とにかく、技術の両部会人に対する気配りは石橋が頃から唱える信条そのま實現したかのようだ。

これらの人達の半分は後輩で、新会社の役員となって貢献したが、人選にあたっては石橋は松田、川崎に向かって「極力一能じ秀いた方を集めて欲しい」と指示したといふ。石橋は後になって古賀義久と話題の中で経営と人との

所に配し、公平に遇する」  
とが、秩序をつくり発展する  
る基である。有能の人材を  
抜擢し、力いっぱい働きさせ、  
実力主義で待遇する」  
最も合理的で、人間を改革  
する道である」  
石橋はこうした人事につ  
いての考え方ともつて「内  
から預かった仕事だから、  
できるだけ信頼できる人を

水田はこの席で改めて石橋に新会社の創立を頼み、「お詫びする」とともに新会社の社長として責任を持つてこのことにあたることを求めた。

この間に日本銀行が開業し、理窟松田が同席したのは、すでに松田が新たに設立される会員成員事業のための国策会社に開銀の代表として出ることが比較的早い時期に決まっていたといふことが背景にある。松田は商工省が通産省と名称が変わった当時の最後の商工事務次官であり、しかもその時の商工大臣が現在、横浜復讐団で日本セオノ会長であつてみれば国策企業

えられた苦労人といわれていった。通薙首の役人が直接、経営方に加わらなかつたのは適当な人がいなかつたということのようだ。たゞ、通薙首官房筋はひと頃、松田翁最初から社長に据えて、常に元化学工業園長中村辰五郎をを考えていた節が感じられる。こうした話が世間に伝わるにつれてゴム業界の向中には態度を悪化させる動きもあつた。これに影響

「三十二年七月一日に水  
田通産大臣から私は新会社  
の責任者となるよう求められ  
た。そこで「アム工業界」  
石油化学工業界などで設立  
委員会を結成し、私が委員會  
長となり、港区麻布飯倉町  
町に事務所を設け同年十一  
月創立総会を開き、日本全  
成工株式会社を創立、私

同品会のメンバーに於ける  
部会長松田、その下に久松  
仁(通産省輕工業局有機  
学第一課課長)、上野  
也(同有機化学第一課工  
係長)、浜岡平一(同輕工  
課事務官)、大八木義雄  
本明銀行経務部総務課  
齊藤 清水淳(アリヂス  
ンタイヤ総務部次長)、武  
邦雄(日本ゴム工業大業  
部長)らが選ばつた。  
技術部会は部会長川川  
(協和醸酢取締役)の下に

保化すが、そのもとを経てして、この  
一事業の經營をなすには、人材をもってしなければならぬ。天は人に二物をまわさ  
ぬといわれるように、德の有る人、才能の人などそれぞれの性格が異なり、その働きも心の働き、頭の働き、手の働きと分かれるが、すべての才能は心の命するものである。勤くものであるから、己口を知り、反省して謙虚で信宿をもつて働く人が最も信頼できる。また人の能力は、

て松田や川崎が推薦する人材を一人ひとりしたしかめながら採用していくたといふ。もちろんその中には政界や官界さらには株主ばかり頼まれて採用せざるを得なかつた社員も多かつたのである。だが、石橋のいう人材に対する考え方の根底にはどうぞまことに「企業は人なり」があつたのではないか。（敬称略）（筆者は梅野桜木本紙主幹）



JSR創立事務所

• 106 • 中国古典文学名著全集